

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：令和5年11月30日（令和5年（独情）諮問第129号）及び令和6年5月30日（令和6年（独情）諮問第54号及び同第55号）

答申日：令和7年5月28日（令和7年度（独情）答申第13号ないし同第15号）

事件名：特定年度特定入学試験における特定科目の受験者の答案用紙の不開示決定に関する件

特定年度特定入学試験における特定科目の受験者の答案用紙の不開示決定に関する件

特定年度特定入学試験における特定科目の受験者の答案用紙の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる3文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年9月19日付け第2023-78号並びに令和6年3月29日付け第2023-189号及び第2023-190号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する各審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書における具体的な解法等に関する記載の一部及び資料は省略する。

（1）審査請求書

ア 原処分1（令和5年（独情）諮問第129号）

まず、「不開示とした理由」中、法5条1号該当性について、筆跡は確かに個人情報であろうが、ワープロ字体等に打ち直して公表すれば何の問題もない。また、政府の著作権情報センター（特定個人A）によれば、数式や、それに関する説明文は、「今朝、特定個人

Bがホームランを打ちました。」と同様に、単なる事実であって著作権法2条にいう、人間活動の表象、感情の動きが認められないため著作権は発生しない旨、政府見解が示されており、法5条1号該当性はない。

次に、本件に法5条4号柱書き及び同号ハ該当性は無い。

処分庁のいう「問題別の詳細な配点」以前に、別件でも争うが、「問題毎の配点」が隠蔽されている点は、極めて悪質であり、公表して初めて、「答案の採点、評価の仕方等が推測され、」と述べている点からして、現在の高校数学教育等で扱われている情報は主旨虚偽であって的外れだと認めているに等しい。機微情報が公開される事と公平・公正・正確性とは何の関係もない。

更に、審査会に諮問されて後、意見書等で詳細に説明する予定であるが、本件入試の第1問は、積分区間の教示方法に照らして、枝問(1)、(2)の順逆を誤っており失当であって、第6問については「必要ならば、 $\sin \alpha = 1/\sqrt{3}$ を満たす実数 α ($0 < \alpha < \pi/2$)を用いてよい。」とあるが、関数と逆関数の関係から使用不可能と判明する為、第1・6問に関しては、そもそも全体として解答(答案)を評価する事が不可能であるから、この意味でも、不開示決定には理由がない。

イ 原処分2及び原処分3(令和6年(独情)諮問第54号及び同第55号)

第2023-189号・190号について、法5条1号、法5条4号柱書き及び同号ハいずれにも該当しないと思料されるため。

(2) 意見書(原処分1(令和5年(独情)諮問第129号))

第1に、本件諮問庁の理由説明書に記された「本学の見解」部分は完全に失当である。諮問庁は、そもそも「数学」をほとんど理解できておらず、特定集団であるが、当人らはその自覚すらなく、まるで、入試業務が適正であったかの様な妄想を抱いている。特定組織Aや特定組織Bの連中を相手にしているのと同じである。特定個人Cと書いて「特定個人D」とでも読ませれば、社会的に理解され易いであろう。国会は法律を改正し、直ちに特定職の特定個人Cらを特定個人Eらと同様死刑に処すべきである。

ここから、数学の第1～6問について個別・具体的にみていこう。

まず第1問であるが、出題文の建て前からして、枝問(1)と枝問(2)の順序が数学的・内容的に逆であり、この1点を指摘しただけで、重大な不正事実を顕らかにした事になる旨、委員諸氏には気づいて頂きたい。(中略)

次に、第2問について、問題文本文ただし書きにより、教科書等に記

載されている余事象の確率は適さない。何故ならば、高等学校教科用図書にいう「同様に確からしい（らしさ）」とは、次の「確率」の定義条件に基づいているからである。

（中略）

当該出題は、実際、有限個の玉を1回的に取り出し（袋から）、それらを順番に並べる試行であるから、出題文自体は試験範囲内で、かつ正しいが、であってみれば、解答の書き方は、日本語の助詞の使い方や「g」を「q」と書く等、意味のない表現の差異を除くと、絶対に1通りしか存在しないので、これについて評価の仕方を公表したところで、今後の入試事務に支障が生じる事はない。

次に、第3問については、問題に2つの重大な問題（過失）がある。

第1点は、陰関数定理を既習扱いとして採点したのか、その証明自体を評価の対象としたのか、採点委員の業務態様に一方的に委ねられ、かつ本件の様に、諮問庁は事後的にも、どちらにしたのか明らかにしないと主張している点である。何を評価して、何を知っていて当然で解答に記さなくて良いとしたのかを明らかにする事が何故、事後の入試業務に支障を生ずるのか甚だ疑問である。

第2点は、（中略）従って、本問は、試験範囲内の数学的要件（定理等）のみに依ってでは、絶対に解答不可能である。

次に、第4問については、（3次元）線型空間における、逆変換を有する線型変換及び平行移動の合同変換の数学的条件を前提として外積の概念に依り数学として解答可能であるが、世に出まわっている解答・解説と自称するものを見分すると、低能な中学生でも理解できる三角形の合同や辺と角の大小関係にすりかえて、おでこに「私は馬鹿です。」といれずみ（タトゥー）をして、これだ答えは、と頭のいいふりをしている類いの稚せつ極まりない主張をしているので、その様な解答には、しっかりと「0点」を付けたのか、或いは、それらを高く評価したのか実態を明らかにするのが、日本の未来のためである。

次に、第5問であるが、整式の除法の一意性及び整式の因数分解の一意性の証左そのものが評価されるのでなければ、記述式の数学の試験とはいえない。また、これらは数学的帰納法に依る証明以外にあり得ないので、これについても、解答を公開する事に何ら支障はない。（中略）

最後に、第6問について、この問題を正確に解くには、全ての積分経路を明らかにする必要があるが、やはり、わい小化した議論によって、三角形の小中学生レベルの問題にすりかえる解答と称するものが散見される。また、問題文の本文の後段に「必要ならば、 $\sin \alpha = 1/\sqrt{3}$ を満たす実数 α （ $0 < \alpha < \pi/2$ ）を用いてよい。」と書いてあるが、使用できる訳が無い。この事実は逆関数の微分法を其証明に含めて完全

に理解していれば当然の数学的事実に他ならない旨理解できる筈である。
(中略)

上記、各問題（第1～6問）について、不開示とすべき理由が全く無い旨、顕らかであるから、開示請求どうり全部開示が妥当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1（令和5年（独情）諮問第129号）

（1）文書1について

文書1は、「令和5年度学部入試前期日程理科1～3類の数学受験者の解答（答案）用紙」である。東京大学（以下、第3において「本学」という。）は、2023-78号の開示請求に対し、「該当する法人文書は、文書全体が一体として法第5条第1号前段の個人情報であり、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しない。また、該当文書には、採点委員による採点の経緯、部分点や採点等の機微情報が記載されており、これを公にした場合、問題別の詳細な配点や答案の採点、評価の仕方等が推測され、今後の入学試験において公平・公正・正確に受験者の学力を把握することが極めて困難となる等、入学試験業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、法第5条第1号、法第5条第4号柱書及び同号ハにより不開示とする。」の不開示決定を令和5年9月19日に行った。

これに対して審査請求人は、令和5年9月27日受付けの審査請求書により、開示決定の取消しを求めている。

（2）審査請求人の主張とそれに対する本学の見解

審査請求人は、上記令和5年9月27日受付けの審査請求書において、「法第5条第1号該当性については、著作権法第2条の政府見解が示されており、法第5条第1号該当性はない。処分庁の言う「問題別の詳細な配点」など、機微情報が公開されることと、公平・公正・正確性とは何の関係もない。本件の第1問、第6問に関しては、そもそも全体として解答を評価することが不可能であるから、この意味でも、法第5条第4号柱書及び同号ハ該当性はなく、不開示決定については理由がない。」旨を主張する。

入学試験の受験者の解答（答案）用紙については、文書全体が一体として法5条1号前段の個人情報に該当するため、法人文書開示請求では、開示できない。また、該当文書には、採点委員による採点の経緯、部分点や採点等の機微情報が記載されており、これを公にした場合、問題別の詳細な配点や答案の採点、評価の仕方等が推測され、今後の入学試験において公平・公正・正確に受験者の学力を把握することが極めて困難となる等、入学試験業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。なお、同一請求人からの同旨の案件について、

平成20年（独情）答申第43ないし54号（平成20年8月27日）において次の通り説示されているところを付言する。「入学試験の答案用紙は、採点委員による採点後は、受験者の解答のみならず、採点委員により採点の経緯や点数等が記載され、それが開示されると、これらの機微情報が広く流布することとなり、その結果、問題別の詳細な配点や答案の採点や評価の仕方等を推測し、これに対応する受験対策を図ることが可能となって、事後の入学試験事務に関し、公平・公正・的確に受験者の学力を把握することが極めて困難となるだけではなく、そのような事態を回避するために、配点の決定や答案の採点・評価の仕方、問題作成の在り方にまで多大な影響が及ぶおそれがあり、一般に、大学の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるところ、本件対象文書は、採点委員による採点後の答案用紙である。したがって、本件対象文書は、これを開示すると、東京大学の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。」

また、当該解答用紙を受験者本人が保有個人情報で開示請求した場合も入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示であることを申し添える。

よって、法5条1号、4号柱書き及び同号ハにより不開示とした本学の不開示決定は妥当である。

（3）結論

以上のことから、本学は、本件について原処分1維持が妥当と考える。

2 原処分2（令和6年（独情）諮問第54号）

（1）文書2について

文書2は、「令和6年度学部入試前期日程理科1～3類の国語受験者の解答（答案）用紙」である。本学は、2023-189号の開示請求に対し、「答案用紙は一体として法第5条第1号前段の個人情報であり、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しない。また、該当文書には、採点委員による採点の経緯、部分点や採点等の機微情報が記載されており、これを公にした場合、問題別の詳細な配点や答案の採点、評価の仕方等が推測され、今後の入学試験において公平・公正・正確に受験者の学力を把握することが極めて困難となる等、入学試験業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、法第5条第1号、法第5条第4号柱書及び同号ハにより不開示とする。」の不開示決定を令和6年3月29日に行った。

これに対して審査請求人は、令和6年4月10日受付けの審査請求書により、開示決定の取消しを求めている。

（2）審査請求人の主張とそれに対する本学の見解

審査請求人は、上記令和6年4月10日受付けの審査請求書において、「法第5条第1号、法第5条第4号柱書及び同号ハいずれにも該当しないと思料される。」旨を主張する。

入学試験の受験者の解答（答案）用紙については、文書全体が一体として法5条1号前段の個人情報に該当するため、法人文書開示請求では、開示できない。また、該当文書には、採点委員による採点の経緯、部分点や採点等の機微情報が記載されており、これを公にした場合、問題別の詳細な配点や答案の採点、評価の仕方等が推測され、今後の入学試験において公平・公正・正確に受験者の学力を把握することが極めて困難となる等、入学試験業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。なお、同一請求人からの同旨の案件について、平成26年（独情）答申第6号（平成26年6月26日）において次の通り説示されているところを付言する。「入学試験の解答用紙は、受験者の氏名、受験番号、当該受験者が記載した解答、採点委員による採点の経緯、点数等が記載されていることが認められる。これら解答用紙に記載された情報は、その全体が、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、これを公にすることを定めた法令等は存在せず、公にする慣行もないことから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。また、受験者の氏名及び受験番号は特定の個人を識別することができる記述等に該当し、その余の記載（当該受験者が記載した解答、採点委員による採点の経緯、点数等）についても、受験者個人の知識、能力、資質、名誉等に直接関わる機微な情報であり、これを公にしても受験者個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、いずれも法6条2項による部分開示はできない。したがって、本件対象文書は、法5条1号に該当し、同条4号ハについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。」

また、当該解答用紙を受験者本人が保有個人情報で開示請求した場合も入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示であることを申し添える。

よって、法5条1号、4号柱書及び同号ハにより不開示とした本学の不開示決定は妥当である。

（3）結論

以上のことから、本学は、本件について原処分2維持が妥当と考える。

3 原処分3（令和6年（独情）諮問第55号）

（1）文書3について

文書3は、「令和6年度学部入試前期日程理科1～3類の数学受験者

の解答（答案）用紙」である。本学は、2023-190号の開示請求に対し、「答案用紙は一体として法第5条第1号前段の個人情報であり、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しない。また、該当文書には、採点委員による採点の経緯、部分点や採点等の機微情報が記載されており、これを公にした場合、問題別の詳細な配点や答案の採点、評価の仕方等が推測され、今後の入学試験において公平・公正・正確に受験者の学力を把握することが極めて困難となる等、入学試験業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、法第5条第1号、法第5条第4号柱書及び同号ハにより不開示とする。」の不開示決定を令和6年3月29日に行った。

これに対して審査請求人は、令和6年4月10日受付けの審査請求書により、開示決定の取消しを求めている。

(2) 審査請求人の主張とそれに対する本学の見解

(略：上記第3の2(2)に同じ。)

(3) 結論

以上のことから、本学は、本件について原処分3維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--|
| ① | 令和5年11月30日 | 諮問の受理（令和5年（独情）諮問第129号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ | 同年12月13日 | 審議（同上） |
| ④ | 令和6年1月4日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上） |
| ⑤ | 同年5月30日 | 諮問の受理（令和6年（独情）諮問第54号及び同第55号） |
| ⑥ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑦ | 同年6月14日 | 審議（同上） |
| ⑧ | 令和7年4月24日 | 本件対象文書の見分及び審議（令和5年（独情）諮問第129号、令和6年（独情）諮問第54号及び同第55号） |
| ⑨ | 同年5月22日 | 令和5年（独情）諮問第129号、令和6年（独情）諮問第54号及び同第55号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

その全部を法5条1号、4号柱書き及び同号ハに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の全部を法5条1号に該当するとして不開示とした理由について、上記第3のとおり説明する。

(2) 当審査会において本件対象文書を見分すると、その記載内容はおおむね諮問庁が説明するとおりであると認められる。本件対象文書は、特定の個人（受験者）の氏名と各答案の解答部分及び当該答案を作成した受験者個人に係る情報等が記載された部分が一体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該情報は、東京大学においては公にしていないとのことであり、法5条1号ただし書イに該当するとすべき事情は認められない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法6条2項による部分開示の可否を検討すると、受験者の氏名は個人識別部分であることから、部分開示の余地はなく、その余の部分については、個人識別部分でないとしても、これを公にすると、当該受験者の友人等一定の範囲の者にとっては、当該受験者を特定する手掛かりとなることは否定し難く、当該情報の内容に照らせば、そのような者に知られることによって当該受験者の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、同項による部分開示はできない。

したがって、本件対象文書は法5条1号に該当すると認められ、同条4号柱書き及び同号ハについて判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

文書1（令和5年（独情）諮問第129号）につき、情報公開・個人情報保護審査会設置法9条1項の規定に基づき諮問庁から当審査会に提示された不開示決定に係る法人文書に不備が認められたことから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、入試担当部局が審査請求の対象文書であることを失念し、全て廃棄しており、改めての提示ができない旨を説明する。

これは法及び公文書等の管理に関する法令の趣旨に著しく反することは明らかであり、本件のような事態は、ひとえに文書管理意識の欠如に起因するものと思われ、東京大学の入試担当部局のみならず、東京大学のどの部署においても生じる可能性があるものとして、今後は、東京大学全体において現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされる法人文書の廃棄等という事態を絶対に起こさぬよう日頃の文書管理を徹底することが望まれる。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号、4号柱書き及び同号ハに該当するとして不開示とした各決定については、同条1号に該当すると認められるので、同条4号柱書き及び同号ハについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙（本件対象文書）

文書 1（原処分 1（令和 5 年（独情）諮問第 1 2 9 号）関係）

令和 5 年度東京大学入学試験前期日程理科 1～3 類の数学受験者の解答
（答案）用紙

文書 2（原処分 2（令和 6 年（独情）諮問第 5 4 号）関係）

令和 6 年度（2024 年度）東京大学入学者選抜試験（前期日程）第 2
次学力試験理科 1～3 類「国語」の受験生から回収した答案用紙

文書 3（原処分 3（令和 6 年（独情）諮問第 5 5 号）関係）

令和 6 年度（2024 年度）東京大学入学者選抜試験（前期日程）第 2
次学力試験理科 1～3 類「数学」の受験生から回収した答案用紙